

## 久喜市公共施設個別施設計画一部見直しに伴う新旧対照表

項	新	項	旧
表紙	令和●年●月改訂 ※ 未確定部分を暫定的に●で表記	表紙	
目次	5.2 消防団器具置場 <u>65</u> 5.3 医療・保健施設 <u>69</u> 5.4 福祉施設 <u>71</u> 5.5 幼稚園・保育所 <u>74</u> 5.6 放課後児童クラブ <u>77</u> 5.7 子育て支援施設 <u>80</u> 5.8 学校教育系施設 <u>83</u> 5.9 図書館・資料館 <u>89</u> 5.10 スポーツ施設 <u>91</u> 5.11 産業系施設 <u>94</u> 5.12 市民文化系施設 <u>96</u> 5.13 市営住宅 <u>101</u> 5.14 普通財産 <u>103</u> 第6章 施設分類別保全計画 <u>106</u> 6.1 施設分類別保全計画の策定にあたっての注意点 <u>106</u> 6.2 第1期(令和 3(2021)年度～令和 11(2029)年度)の施設	目次 5.2 消防団器具置場 <u>64</u> 5.3 医療・保健施設 <u>68</u> 5.4 福祉施設 <u>70</u> 5.5 幼稚園・保育所 <u>73</u> 5.6 放課後児童クラブ <u>76</u> 5.7 子育て支援施設 <u>79</u> 5.8 学校教育系施設 <u>82</u> 5.9 図書館・資料館 <u>88</u> 5.10 スポーツ施設 <u>90</u> 5.11 産業系施設 <u>93</u> 5.12 市民文化系施設 <u>95</u> 5.13 市営住宅 <u>100</u> 5.14 普通財産 <u>102</u> 第6章 施設分類別保全計画 <u>105</u> 6.1 施設分類別保全計画の策定にあたっての注意点 <u>105</u> 6.2 第1期(令和 3(2021)年度～令和 11(2029)年度)の施設	

	分類別保全計画 <a href="#">107</a> 第7章 削減効果の検証 <a href="#">113</a> 7.1 施設総量の削減量 <a href="#">113</a> 7.2 将来更新費用の算定 <a href="#">115</a> 第8章 計画の推進に向けて <a href="#">118</a> 8.1 計画の推進体制 <a href="#">118</a> 8.2 劣化状況調査の実施と情報の一元管理 <a href="#">119</a> 8.3 計画の進行管理と事業実施の流れ <a href="#">119</a> 資料編 <a href="#">120</a>		分類別保全計画 <a href="#">106</a> 第7章 削減効果の検証 <a href="#">112</a> 7.1 施設総量の削減量 <a href="#">112</a> 7.2 将来更新費用の算定 <a href="#">114</a> 第8章 計画の推進に向けて <a href="#">117</a> 8.1 計画の推進体制 <a href="#">117</a> 8.2 劣化状況調査の実施と情報の一元管理 <a href="#">118</a> 8.3 計画の進行管理と事業実施の流れ <a href="#">118</a> 資料編 <a href="#">119</a>																				
2	(平成 28(2016)年 3 月 <a href="#">策定</a> ) ( <a href="#">令和 4(2022)年 3 月改訂</a> )	2	(平成 28(2016)年 3 月)																				
3	副本部長: <a href="#">総合政策部長</a>	3	副本部長: <a href="#">財政部長</a>																				
36	本計画の策定 <a href="#">および改訂</a> にあたり、市民や有識者等からの意見を広く取り入れることを目的に久喜市公共施設個別施設計画検討委員会を設置し、必要な事項の検討を行いました。	36	本計画の策定にあたり、市民や有識者等からの意見を広く取り入れることを目的に久喜市公共施設個別施設計画検討委員会を設置し、必要な事項の検討を行いました。																				
36	<table border="1"> <thead> <tr> <th>選任区分</th> <th><a href="#">策定時</a></th> <th><a href="#">改訂時</a></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公募による市民</td> <td>3名</td> <td><a href="#">3名</a></td> </tr> <tr> <td>市内各種団体を代表する者</td> <td>5名</td> <td><a href="#">6名</a></td> </tr> <tr> <td>学識経験を有する者</td> <td>2名</td> <td><a href="#">1名</a></td> </tr> </tbody> </table>	選任区分	<a href="#">策定時</a>	<a href="#">改訂時</a>	公募による市民	3名	<a href="#">3名</a>	市内各種団体を代表する者	5名	<a href="#">6名</a>	学識経験を有する者	2名	<a href="#">1名</a>	36	<table border="1"> <thead> <tr> <th>選任区分</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公募による市民</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>市内各種団体を代表する者</td> <td>5名</td> </tr> <tr> <td>学識経験を有する者</td> <td>2名</td> </tr> </tbody> </table>	選任区分	人数	公募による市民	3名	市内各種団体を代表する者	5名	学識経験を有する者	2名
選任区分	<a href="#">策定時</a>	<a href="#">改訂時</a>																					
公募による市民	3名	<a href="#">3名</a>																					
市内各種団体を代表する者	5名	<a href="#">6名</a>																					
学識経験を有する者	2名	<a href="#">1名</a>																					
選任区分	人数																						
公募による市民	3名																						
市内各種団体を代表する者	5名																						
学識経験を有する者	2名																						
39	・少子化の進行を踏まえ、学校施設の <a href="#">統合等</a> を検討	39	・少子化の進行を踏まえ、学校施設の <a href="#">統廃合</a> を検討																				

61	<p>新1 (新)久喜市役所本庁舎(増築棟)  <u>欠番</u>  <u>欠番</u>          新7 (新)鷲宮複合施設(行政)          新9 (新)桜田複合施設(行政)          新10 (新)武道場          新11 (新)農業振興拠点(道の駅)          新12 (新)防災公園管理棟  <u>欠番</u>          転用13 鷲宮中央コミュニティセンター          転用14 保健・子育て複合施設(保健センター)          転用14 保健・子育て複合施設(子育て支援)          転用15 (仮称)鷲宮義務教育学校</p>	61	<p>新1 (新)久喜市役所本庁舎(新庁舎)  <u>新4 (新)保健・子育て複合施設(保健センター)</u>  <u>新4 (新)保健・子育て複合施設(子育て支援)</u>    <u>転用2 栗橋子育て支援施設</u>          転用13 鷲宮コミュニティセンター</p>
62	<p>◆市役所本庁舎を増築し、各地区に分散する行政本庁機能を1施設に集約化する。</p>	62	<p>◆市役所新庁舎を建設し、各地区に分散する行政本庁機能を1施設に集約化する。</p>
63 ～	<p>(3)個別施設の方向性と取組み時期を修正 ※ 別紙資料1参照          (4)施設総量の推移を修正 ※ 別紙資料3参照</p>	63 ～	
69	<p>◆各地区に分散する保健センターを1箇所に集約する。保健福祉・子育て支援の拠点施設を市役所本庁舎を転用して整備し、保健センターを移転する。          ◆久喜市休日夜間急患診療所は、民間活用による機能維持を基本方針とする。</p>	68	<p>◆保健福祉・子育て支援の拠点施設を市役所新庁舎に併設して建設し、各地区に分散する保健センターを1施設に集約する。          ◆久喜市休日夜間急患診療所は、複数の当番医での対応への移行を基本方針とする。</p>
72	<p>◆障がい者福祉施設は、建物の更新時期に利用状況等を勘案</p>	71	<p>◆障がい者福祉施設は、民間譲渡を推進し、市としてのサービス</p>

	<p><u>し、方向性を検討する。</u></p> <p>◆養護老人ホームは、<u>建物の更新時期に利用状況等を勘案し、方向性を検討する。</u></p> <p>(障がい者福祉施設) <u>方向性について検討</u></p> <p>(養護老人ホーム) <u>方向性について検討</u></p>		<p>提供を廃止する。</p> <p>◆養護老人ホームは、<u>民間譲渡を推進し、市としてのサービス提供を廃止する。</u></p> <p>(障がい者福祉施設) <u>市としての施設保有を廃止</u></p> <p>(養護老人ホーム) <u>市としての施設保有を廃止</u></p>
75	<p>◆<u>幼稚園は、建物の更新時期に利用状況等を勘案し方向性を検討する。</u></p> <p>◆民間譲渡を推進し、公立保育所としての<u>総量を削減する。</u></p> <p>(幼稚園)各地区に1 <u>箇所</u>を目安</p> <p>(幼稚園) <u>方向性について検討</u></p> <p>(保育所) <u>市全域に2箇所を目安</u></p>	74	<p>◆<u>民間譲渡を推進し、公立幼稚園・保育所としてのサービス提供を廃止する。</u></p> <p>(幼稚園)各地区に1 <u>施設</u>を目安</p> <p>(幼稚園) <u>市としての施設保有を廃止</u></p> <p>(保育所) <u>市としての施設保有を廃止</u></p>
78	<p>◆小学校の<u>統合等</u>に応じて適宜、配置の見直しを図る。</p>	77	<p>◆小学校の<u>統廃合</u>に応じて適宜、配置の見直しを図る。</p>
81	<p>◆<u>各地区に分散するファミリー・サポート・センターを1箇所に集約する。</u>保健福祉・子育て支援の拠点施設を <u>市役所本庁舎を転用して整備し、ファミリー・サポート・センターを移転する。</u></p>	80	<p>◆保健福祉・子育て支援の拠点施設を <u>市役所新庁舎に併設して建設し、各地区に1箇所設置しているファミリー・サポート・センターを1箇所に集約する。</u></p>
84	<p>◆「久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」(平成29年1月 <u>策定・令和4年8月改訂</u> 久喜市教育委員会)に基づき、小中学校の<u>統合等</u>を推進する。</p>	83	<p>◆「久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」(平成29年1月 久喜市教育委員会)に基づき、小中学校の<u>統廃合</u>を推進する。</p>
92	<p>◆市内各地に分散する体育館機能を1<u>箇所</u>に集約化する。</p>	91	<p>◆市内各地に分散する体育館機能を1<u>施設</u>に集約化する。</p>
97	<p>◆集会所は、<u>周辺他施設等との集約・複合化</u>を推進し、市としてのサービス提供を廃止する。</p> <p>◆教育集会所は、<u>1箇所に集約化</u>する。</p> <p>(教育集会所) <u>市全域</u>に1箇所を目安</p>	96	<p>◆集会所は、<u>地域団体等への譲渡</u>を推進し、市としてのサービス提供を廃止する。</p> <p>◆教育集会所は、<u>周辺他施設等との集約・複合化</u>を推進する。</p> <p>(教育集会所) <u>各地区</u>に1箇所を目安</p>

104	◆地元自治会と建物の方向性を協議・検討する。 方向性について検討	103	◆地元自治会や利用団体等の合意の下に、施設の譲渡を推進する。 市としての施設保有を廃止
106	なお、本計画は策定(改訂)時点での予定を示したものであり、各施設における対策時期、対策費用はその時々状況により変更となる可能性があることから、本計画をその都度改訂することなく進捗管理を行うこととします。	105	
107 ～	施設分類別保全計画を修正 ※ 別紙資料2参照	106 ～	
113	<p>「施設分類別適正配置計画」を踏まえて配置の適正化を推進した場合、本計画の計画期間である第1期満了(令和11(2029)年度)時点において、現有面積に対する15.0%の削減が図られるとともに、第4期満了(令和37(2055)年度)時点では、同じく現有面積に対し、34.9%の削減が見込まれることとなります。</p> <p>第4期満了時点における施設総量については、行政系施設、放課後児童クラブ、学校教育系施設、市営住宅において、あるべき値に即した総量の削減が見込まれています。</p> <p>一方で、消防団器具置場、医療・保健施設、幼稚園・保育所、図書館・資料館、スポーツ施設、産業系施設、市民文化系施設、普通財産においても、あるべき値に基づく方向性の検討を進め、計画期間内における一定量の削減が見込まれています。</p>	112	<p>「施設分類別適正配置計画」を踏まえて配置の適正化を推進した場合、本計画の計画期間である第1期満了(令和11(2029)年度)時点において、現有面積に対する16.1%の削減が図られるとともに、第4期満了(令和37(2055)年度)時点では、同じく現有面積に対し、40.6%の削減が見込まれることとなります。</p> <p>第4期満了時点における施設総量については、行政系施設、医療・保健施設、幼稚園・保育所、放課後児童クラブ、学校教育系施設、図書館・資料館、市営住宅、普通財産において、あるべき値に即した総量の削減が見込まれています。</p> <p>一方で、消防団器具置場、スポーツ施設、産業系施設、市民文化系施設においても、あるべき値に基づく方向性の検討を進め、計画期間内における一定量の削減が見込まれています。</p>
113	図7-1の数値を修正	112	
114	表7-1の数値を修正	113	

115	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設分類</th> <th>適正配置計画にて「検討」と示される施設の試算上の条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td>・「検討」と示される全ての施設を①の周期に基づき更新することを基本とする。</td> </tr> <tr> <td>放課後児童クラブ</td> <td>・更新の際は、本計画 78 頁「(4) 施設総量の推移」における各期の削減率に相当する面積を縮減した規模で更新するものと仮定する。</td> </tr> <tr> <td>学校教育系施設（小・中学校）</td> <td>・更新の際は、本計画 87 頁「(4) 施設総量の推移」における各期の削減率に相当する面積を縮減した規模で更新するものと仮定する。</td> </tr> </tbody> </table>	施設分類	適正配置計画にて「検討」と示される施設の試算上の条件	共通	・「検討」と示される全ての施設を①の周期に基づき更新することを基本とする。	放課後児童クラブ	・更新の際は、本計画 78 頁「(4) 施設総量の推移」における各期の削減率に相当する面積を縮減した規模で更新するものと仮定する。	学校教育系施設（小・中学校）	・更新の際は、本計画 87 頁「(4) 施設総量の推移」における各期の削減率に相当する面積を縮減した規模で更新するものと仮定する。	114	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設分類</th> <th>適正配置計画にて「検討」と示される施設の試算上の条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放課後児童クラブ</td> <td>・「検討」と示される全ての施設を①の周期に基づき更新することを基本とする。 ・更新の際は、本計画 78 頁「(4) 施設総量の推移」における各期の削減率に相当する面積を縮減した規模で更新するものと仮定する。</td> </tr> <tr> <td>学校教育系施設（小・中学校）</td> <td>・「検討」と示される全ての施設を①の周期に基づき更新することを基本とする。 ・更新の際は、本計画 87 頁「(4) 施設総量の推移」における各期の削減率に相当する面積を縮減した規模で更新するものと仮定する。</td> </tr> </tbody> </table>	施設分類	適正配置計画にて「検討」と示される施設の試算上の条件	放課後児童クラブ	・「検討」と示される全ての施設を①の周期に基づき更新することを基本とする。 ・更新の際は、本計画 78 頁「(4) 施設総量の推移」における各期の削減率に相当する面積を縮減した規模で更新するものと仮定する。	学校教育系施設（小・中学校）	・「検討」と示される全ての施設を①の周期に基づき更新することを基本とする。 ・更新の際は、本計画 87 頁「(4) 施設総量の推移」における各期の削減率に相当する面積を縮減した規模で更新するものと仮定する。
施設分類	適正配置計画にて「検討」と示される施設の試算上の条件																
共通	・「検討」と示される全ての施設を①の周期に基づき更新することを基本とする。																
放課後児童クラブ	・更新の際は、本計画 78 頁「(4) 施設総量の推移」における各期の削減率に相当する面積を縮減した規模で更新するものと仮定する。																
学校教育系施設（小・中学校）	・更新の際は、本計画 87 頁「(4) 施設総量の推移」における各期の削減率に相当する面積を縮減した規模で更新するものと仮定する。																
施設分類	適正配置計画にて「検討」と示される施設の試算上の条件																
放課後児童クラブ	・「検討」と示される全ての施設を①の周期に基づき更新することを基本とする。 ・更新の際は、本計画 78 頁「(4) 施設総量の推移」における各期の削減率に相当する面積を縮減した規模で更新するものと仮定する。																
学校教育系施設（小・中学校）	・「検討」と示される全ての施設を①の周期に基づき更新することを基本とする。 ・更新の際は、本計画 87 頁「(4) 施設総量の推移」における各期の削減率に相当する面積を縮減した規模で更新するものと仮定する。																
116	図7-2の数値を修正	115															
116	<p>現在保有する全ての建築物について、本計画に基づく配置の適正化と建築物の長寿命化を実施した場合、今後 35 年間の将来更新費用の総額は約 <u>980.1</u> 億円(年平均で約 <u>28.0</u> 億円)です。</p> <p>現在保有する全ての建築物を現有規模で更新し、(省略)、総額約 <u>535.6</u> 億円、年間約 <u>15.3</u> 億円の削減効果が見込まれることとなります。</p> <p>総合管理計画では、令和 37(2055)年度までの将来更新費用を 20%削減するとの費用面の数値目標を掲げましたが、本計画における公共建築物の将来更新費用は約 <u>35.3</u>%の削減率となることから、本計画に基づく取り組みを進めた場合、削減目標の達成が見込まれます。</p>	115	<p>現在保有する全ての建築物について、本計画に基づく配置の適正化と建築物の長寿命化を実施した場合、今後 35 年間の将来更新費用の総額は約 <u>902.9</u> 億円(年平均で約 <u>25.8</u> 億円)です。</p> <p>現在保有する全ての建築物を現有規模で更新し、(省略)、総額約 <u>612.8</u> 億円、年間約 <u>17.5</u> 億円の削減効果が見込まれることとなります。</p> <p>総合管理計画では、令和 37(2055)年度までの将来更新費用を 20%削減するとの費用面の数値目標を掲げましたが、本計画における公共建築物の将来更新費用は約 <u>40.4</u>%の削減率となることから、本計画に基づく取り組みを進めた場合、削減目標の達成が見込まれます。</p>														

<u>117</u>	本計画期間における第1期の更新費用については、約 <u>160.1</u> 億円(約 <u>17.8</u> 億円/年)との試算結果が得られました。	<u>116</u>	本計画期間における第1期の更新費用については、約 <u>226.2</u> 億円(約 <u>25.1</u> 億円/年)との試算結果が得られました。
<u>117</u>	表7-2の数値を修正	<u>116</u>	
<u>118</u>	副本部長: <u>総合政策</u> 部長	<u>117</u>	副本部長: <u>財政</u> 部長
<u>129</u>	改正 令和4年12月23日条例第32号 <u>総合政策</u> 部 附 則(令和4年12月23日条例第32号)抄 (施行期日) 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。	<u>128</u>	<u>財政</u> 部
<u>130</u>	<u>(2)計画策定(令和2(2020)年度)</u>	<u>129</u>	
<u>133</u>	<u>(3)計画改訂(令和4(2022)年度~令和5(2023)年度)</u> 委員名簿を追加 開催概要を追加 ※ 未確定部分を暫定的に●で表記		
<u>134</u>	諮問を追加		
<u>135</u>	答申を追加 ※ 確定後、差し替え予定		
<u>145</u>	新1 (新)久喜市役所本庁舎( <u>増築棟</u> ) <u>20,000 m<sup>2</sup></u> <u>第2期</u> 新2 (新)栗橋市民プラザ(行政) <u>2028年</u> 新2 (新)栗橋市民プラザ(図書室) <u>2028年</u> 新2 (新)栗橋市民プラザ(コミュニティセンター) <u>2028年</u> <u>欠番</u> 新5 (新)ごみ処理施設付帯施設 <u>2026年</u>	<u>141</u>	新1 (新)久喜市役所本庁舎(新庁舎) <u>23,000 m<sup>2</sup></u> <u>第1期後期</u> 新2 (新)栗橋市民プラザ(行政) <u>2024年</u> 新2 (新)栗橋市民プラザ(図書室) <u>2024年</u> 新2 (新)栗橋市民プラザ(コミュニティセンター) <u>2024年</u> 新4 (新)保健・子育て複合施設 新5 (新)ごみ処理施設付帯施設 <u>第1期後期</u>

	新 7 (新)鷲宮複合施設(行政) 500 m <sup>2</sup> 第 4 期 新 8 (新)久喜文化ホール <u>第 2 期</u> 新 9 (新)桜田複合施設(行政) 1,000 m <sup>2</sup> 2024年 新 9 (新)桜田複合施設(子育て支援) <u>1,200 m<sup>2</sup></u> 新 9 (新)桜田複合施設(コミュニティセンター) <u>900 m<sup>2</sup></u> 新 10 (新)武道場 3,000 m <sup>2</sup> 第 2 期 新 11 (新)農業振興拠点(道の駅) 3,000 m <sup>2</sup> 2029年 新 12 (新)防災公園管理棟 1,200 m <sup>2</sup> 2025年		新 8 (新)久喜文化ホール <u>第 2 期前期</u> 新 9 (新)桜田複合施設(子育て支援) <u>1,000 m<sup>2</sup></u> 新 9 (新)桜田複合施設(コミュニティセンター) <u>2,000 m<sup>2</sup></u>
<u>146</u>	意見募集の実施概要を追加 ※ 未確定部分を暫定的に●で表記	<u>142</u>	
<u>奥付</u>	令和●(202●)年●月改訂 ※ 未確定部分を暫定的に●で表記 <u>総合政策部</u>	<u>奥付</u>	<u>財政部</u>